別記第9号様式（第7条関係）

する場合を含む。）

する場合を含む。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 熊本県指令　第　　号  不許可通知書  住　所  氏　名  年　　月　　日付けで申請のありました　　　　　に関する工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）  第１４条第２項（第１６条第３項において準用  第３３条第２項（第３５条第３項において準用  　の規定により許可しません。  年　　月　　日  熊本県知事   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 1 | 土地の所在地及び地番 |  | | 2 | 工事主住所氏名 |  | | 3 | 不許可の理由 |  |   教示  　１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  　　　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。  　２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。  　　　ただし、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |